

第 **1** 章 稻城市重層的支援体制整備事業

実施計画

第1章 稲城市重層的支援体制整備事業実施計画

1 重層的支援体制整備事業について

(1) 背景

本市の地域福祉においては、高齢者・障害者・子ども・生活困窮者など各制度における支援体制を整備し、また、連携体制を構築してきました。一方で、市民や世帯が抱える課題や支援ニーズは複雑化・多様化・深刻化しており、各制度の狭間や複合的な課題が顕在化しています。また、民生委員・児童委員による見守りやふれあいセンターの設置に加え、住民主体の地域活動も活発に行われており、地域において見守り・支え合う体制の整備が進んできました。しかし、地域を支える人材の高齢化等や、地域との関わりを求めない層の増加など、今後地域力の低下や担い手不足の深刻化が懸念されます。限られた人材の中で多様な支援ニーズを受け止めていく体制が、より一層地域に求められてきます。

こうした中、国において、市町村における包括的な支援体制の構築を進めるため、令和2年6月に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法において、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。これにより、法的事業を基盤とした包括的な支援体制の構築が可能となりました。

市では、保健福祉総合計画の基本理念である「だれもが地域とともに生き、健やかに安心して暮らせるまちづくり」を実現するために、令和6年度より重層的支援体制整備事業を実施し、包括的な支援体制の整備を進めていきます。

(2) 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業では、5つの事業を一体的に実施することによって、包括的な支援体制を推進します。

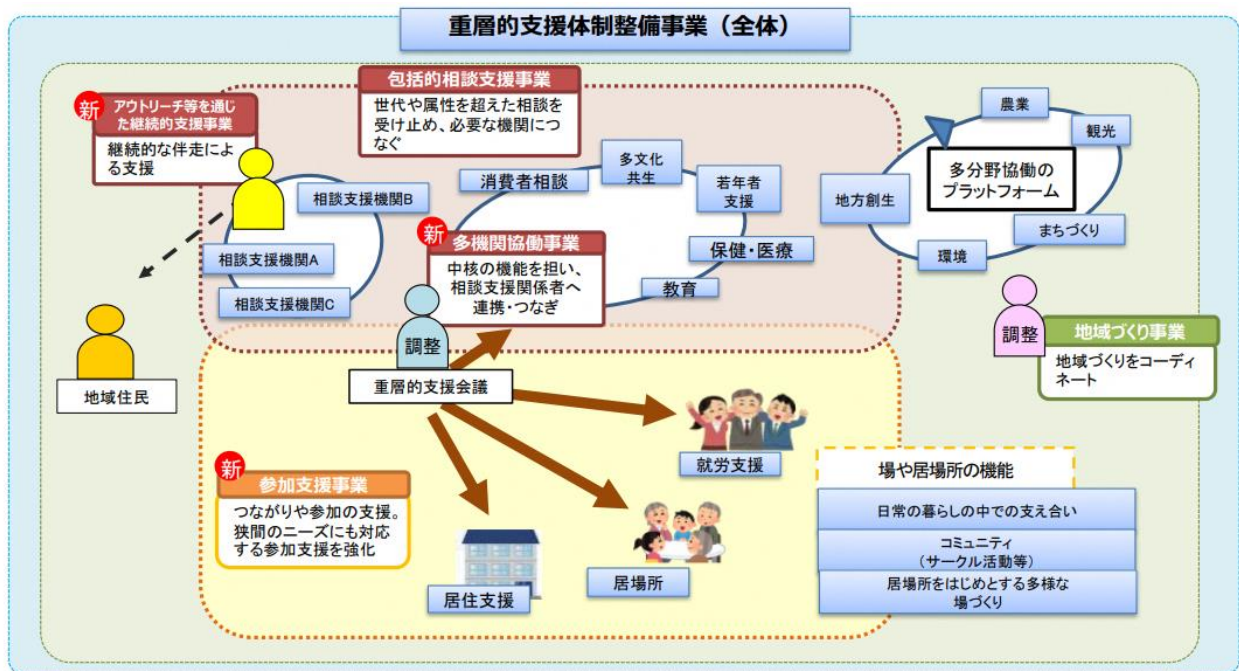
○相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、「(1) 包括的相談支援事業」において包括的に相談を受け止めます。

○受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した課題がある相談については「(2) 多機関協働事業」につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにします。

○長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、「(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」により本人との信頼関係の構築を図り継続的な支援を行います。

○相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には「(4) 参加支援事業」を利用し、本人のニーズと地域の居場所の間を調整します。

○このほか、「(5) 地域づくり事業」を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざします。



厚生労働省 資料

(3) 計画の策定

①計画期間

令和6年度～令和11年度

②計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけられるものであり、第四次稲城市保健福祉総合計画における「包括的支援体制の充実」を実現するための具体的事項について示すものです。稲城市長期総合計画をはじめ、「稲城市社会福祉協議会住民活動計画」や福祉等の各個別計画と調和を保ち、記載事項について整合を図ります。

(4) 基本方針・目標

本市では、重層的支援体制整備事業を実施し、以下3つの実施目標のもと、第四次稲城市保健福祉総合計画の基本理念の実現をめざします。

第四次稲城市保健福祉総合計画 基本理念

だれもが地域でともに生き、健やかに安心して暮らせるまちづくり

基本目標2「適正な保健・医療・福祉サービスを選択できるまちづくり」

施策1 地域での自立生活を支える環境の整備

主要施策ア 包括的支援体制の充実

実施目標1 誰も取り残さない相談支援体制の構築

複合化・複雑化した課題を抱えた相談やどこの分野にも属さない相談を受け止める体制を構築することに加え、ひきこもりなど声をあげにくい市民・世帯に対し、早期に把握・介入をして、課題の深刻化や再発を防止します。

実施目標2 世代・属性を超えて多様なつながりが持てる地域づくりの推進

世代や属性を超えて、日頃から人と人、人と社会がつながり続けられる地域づくりを推進することで、望まない孤独や孤立を予防し、持続可能な自立支援体制を構築します。

実施目標3 分野を超えて世帯全体を支える体制の推進

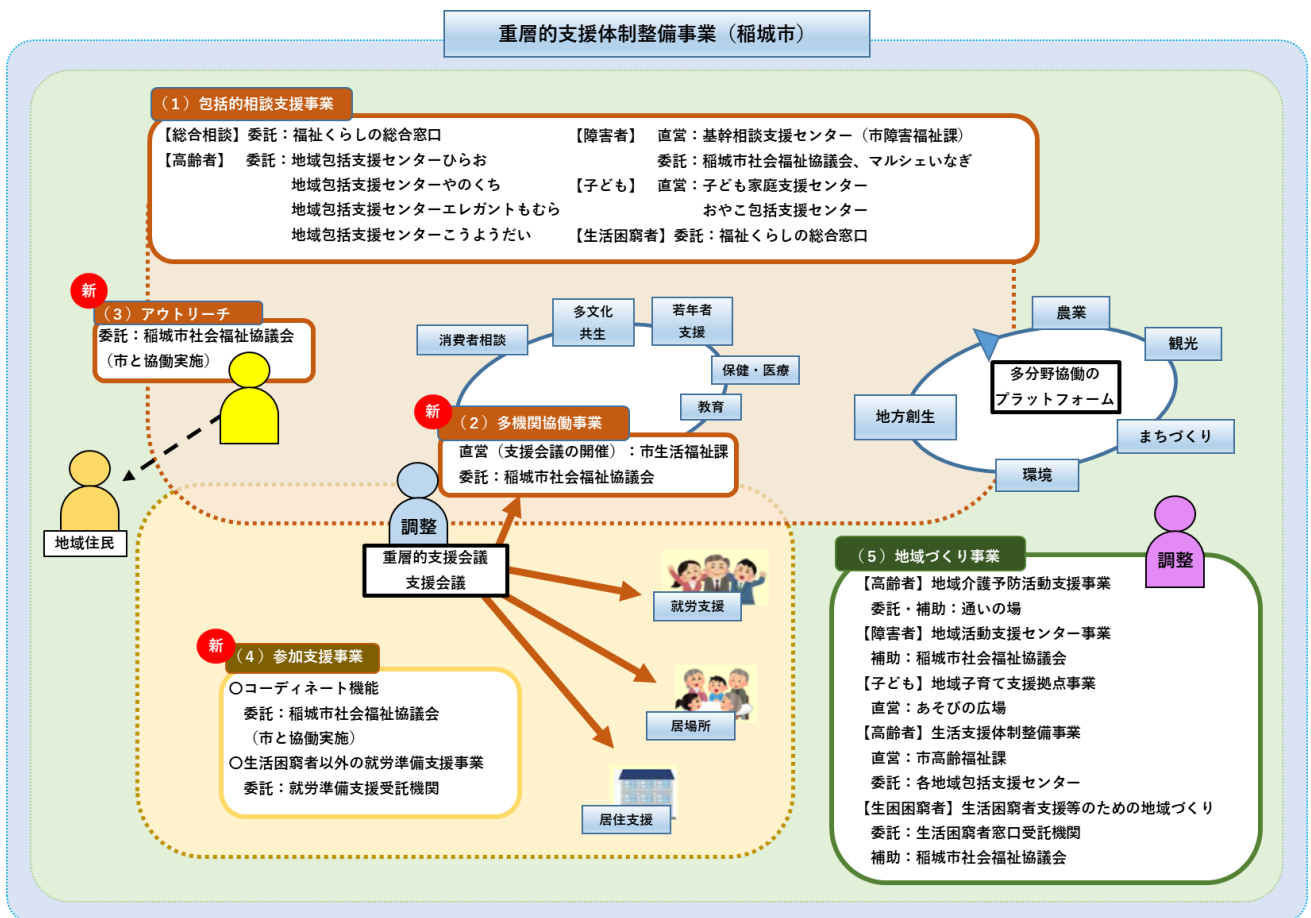
対象者が表明する困りごとだけでなく、世帯全体の生活課題に対する連携・支援体制の確立・強化を図り、支援者をひとりにしない、分野を超えたチームで支援を推進します。

2 各事業の実施体制

重層的支援体制整備事業は、既に実施している「(1) 包括的相談支援事業」「(5) 地域づくり事業」と、新たに開始する「(2) 多機関協働事業」「(3) アウトリーチ」「(4) 参加支援事業」を一体的に実施するものです。既存の事業については、基本的に現在実施している事業を活用し、生活困窮者の相談窓口である「福祉くらしの相談窓口」に総合相談機能を追加し、「福祉くらしの総合窓口」を新設します。

新規事業については、稲城市社会福祉協議会に委託をします。職員を市生活福祉課に配置し、市と協働実施していきます。

5つの事業の実施体制



(1) 包括的相談支援事業

①概要

相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。

受け止めた相談のうち、窓口（事業者）のみでは解決が難しい場合には、他分野の包括的相談支援事業者やその他の支援関係者と連携を図りながら支援を行い、課題が複雑化・複合化して支援関係者間での役割分担や支援の方向性の整理が必要な場合には、「(2) 多機関協働事業」につなぎ、多様な支援関係者と連携を図りながら支援を行います。

②稲城市の実施体制

主な対象分野	相談窓口名称	実施形態	各機関の対象圏域
総合相談	福祉くらしの総合窓口 ※生活困窮に関する相談と一体的に実施	委託	市全域
高齢者	地域包括支援センターひらお	委託	坂浜・平尾
	地域包括支援センターやのくち		押立・矢野口
	地域包括支援センターエレガントもむら		大丸・東長沼・百村
	地域包括支援センターこうようだい		向陽台・長峰・若葉台
障害者	基幹相談支援センター（市障害福祉課）	直営	市全域
	稲城市社会福祉協議会	委託	
	マルシェいなぎ		
子ども	子ども家庭支援センター おやこ包括支援センター	直営	市全域
生活困窮者	福祉くらしの総合窓口 ※旧福祉くらしの相談窓口	委託	市全域

- 各相談窓口においては、各分野の相談支援に加え、相談者が表明する課題や、主な対象分野の課題だけでなく、8050問題やヤングケアラーなどをはじめとした世帯全体の生活課題に着目した支援を行ってまいります。複雑化したケースについては、「(2)多機関協働事業」へつなぐことで、連携体制を確立してまいります。設置形態は「基本型事業・拠点」に位置づけられます。
- 総合相談窓口として、「福祉くらしの相談窓口」に機能を追加し、「福祉くらしの総合窓口」を新設します。そこでは、複合的な課題を抱えた相談や、どこの分野にも属さない相談、地域住民からの相談者のつなぎの受け止めを行います。
- 声をあげにくい人など相談につながりづらい人は、地域で日頃から見守りや支援活動を行っている人からの相談で支援につながることもあるため、相談依頼シートを導入し、地域関係者からのつなぎを体系化します。

(2) 多機関協働事業

①概要

福祉事業者等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、さまざまな課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。福祉事業者等が支援を進める上で抱える課題の把握や、各機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能や、その後の支援の進行管理の役割を果たし、支援者を支援する役割も担います。

②稲城市の実施体制

実施主体	実施形態	主な役割
市生活福祉課	直営	重層的支援会議及び支援会議等の開催・運営
稲城市社会福祉協議会 (生活福祉課に配置)	委託	複雑化・複合化した課題の調整 インタビュー・アセスメントシートの作成 支援プランの作成

- ・稲城市社会福祉協議会職員を市生活福祉課に配置し、市と協働で実施します。
- ・包括的相談支援事業者や福祉事業者等からつながったケースについて、支援会議等を活用し課題の解きほぐしや支援者の役割整理を行い、支援プランを作成します。作成した支援プランの進行管理や、必要に応じて支援が終了したケースについても適宜確認するなど、支援者の伴走支援を行います。

③多機関協働が想定される事例

- ・複雑化・複合化した課題をもつ世帯
- ・支援が硬直化しており課題や支援方針の再整理が必要な世帯
- ・既存のサービスでは解決できない課題がある世帯
- ・課題の解きほぐしが必要な世帯

④重層的支援会議及び支援会議の実施方法

- ・重層的支援会議とは、本人同意を得た上で、支援プランの適正性の協議、支援プランの最終時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う会議です。必要に応じて多機関協働事業者（市または稲城市社会福祉協議会）が開催・運営します。
- ・支援会議とは、社会福祉法第106条の6の規定に基づき、本人の同意が得られない場合でも、会議の構成員に守秘義務を課すことで、支援の関係者間での情報提供や情報共有、支援方針の検討等が可能となるものです。必要に応じて市が開催します。
- ・両会議は、法令順守の上、必要に応じて一体的に実施し、適宜、他制度の会議（地域ケア会議、要保護児童対策地域協議会、生活困窮者自立支援制度の支援調整会議・支援会議等）と連携していきます。
- ・権利擁護支援に関する検討が必要なケースについては、第三者の専門職（社会福祉士、弁護士、行政書士等）を会議のメンバーに加え、専門的な見地もふまえてケース検討を行います（第二次稲城市成年後見制度利用促進基本計画における個別支援協議会）。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

①概要

複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた丁寧な働きかけを行い、支援につなげます。

また、対象者を把握するため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等に関する情報を幅広く収集することで、ニーズを抱える潜在的な相談者を把握します。

②稲城市の実施体制

実施機関	実施形態
市生活福祉課	直営
稲城市社会福祉協議会（生活福祉課に配置）	委託

- ・稲城市社会福祉協議会職員を市生活福祉課に配置し、市と協働で実施します。
- ・包括的相談支援事業者等からつながった支援対象者に対し、既存のアウトリーチ事業と連携を取りながら実施します。（初期支援としてのアセスメントや定期確認、ひきこもり状態の人などの支援につながるまでの関係構築を目的とした訪問相談等を想定。）

(4) 参加支援事業

①概要

本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人等と支援メニューとのマッチングを行います。また、既存の社会資源に働きかけて拡充を図るなど、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューを作成します。さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

②稲城市の実施体制

実施機関	実施形態	主な役割
市生活福祉課	直営	コーディネート機能
稲城市社会福祉協議会（生活福祉課に配置）	委託	
就労準備支援受託機関	委託	生活困窮者以外の就労準備支援事業

- ・稲城市社会福祉協議会職員を市生活福祉課に配置し、市と協働で実施します。

- コミュニティソーシャルワークの実績を活かし、コーディネート機能を担います。地域の居場所の把握や創出、ニーズとのマッチングなどは、高齢者分野の生活支援体制整備事業（生活支援・介護予防サービス協議体）等を活用します。
- 生活困窮者自立支援事業で実施している「就労準備支援事業」について、生活困窮者以外を含め対象を拡充し、経済的な困窮状態にない、または障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない就労等を希望するひきこもり状態の人などへの支援を行っていきます。

③参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先

○福祉サービス・行政サービス

例) 介護保険サービス、地域活動支援センター・障害福祉サービス、あそびの広場、就労準備支援事業等

○地域におけるサービス

例) ふれあいセンター、みどりクラブ、通いの場、その他地域活動の場等

○一般就労・就労訓練等

例) 認定訓練事業所等

(5) 地域づくりに向けた支援事業

①概要

高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者を対象とする各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所のマッチング等により地域における多様な主体による取組みのコーディネート等を行います。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を進めます。

②稲城市の実施体制

<地域づくりのコーディネート機能やネットワーク機能を担う体制>

実施機関	実施形態
市生活福祉課	直営
稲城市社会福祉協議会（市生活福祉課に配置）	委託

- 稲城市社会福祉協議会職員を市生活福祉課に配置し、市と協働で実施します。
- 「(4) 参加支援事業」と一体的に実施して、コーディネート機能やネットワーク機能を担います。

<地域づくり支援の拠点>

事業	主な対象分野	実施形態	実施内容及び設置個所数
地域介護予防活動支援事業	高齢者	委託・補助	通いの場の運営委託及び補助
生活支援体制整備事業	高齢者	第1層：直営 第2層：委託	生活支援コーディネーターの配置 生活支援・介護予防サービス協議体の運営 第1層：1か所、第2層：10か所
地域活動支援センター事業	障害者	補助	地域活動支援センターに対する機能強化のための補助
地域子育て拠点事業	子ども	直営	あそびの広場 8か所 (あそびの広場向陽台、各児童館 7か所)
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮者	委託	稲城市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターと連携し、生活困窮者と地域資源のマッチング 事業卒業者等を対象とした地域支援サポーター事業の創設（実施目標：令和7年度）

<その他地域づくりのための事業内容>

○全世代型の地域の居場所のマップ作成

高齢者・障害者・子ども・生活困窮者をはじめとするさまざまな分野を含む地域の居場所のマップを作成し、地域の居場所の見える化を図ります。

○高齢者見守りネットワーク事業の対象拡充の検討

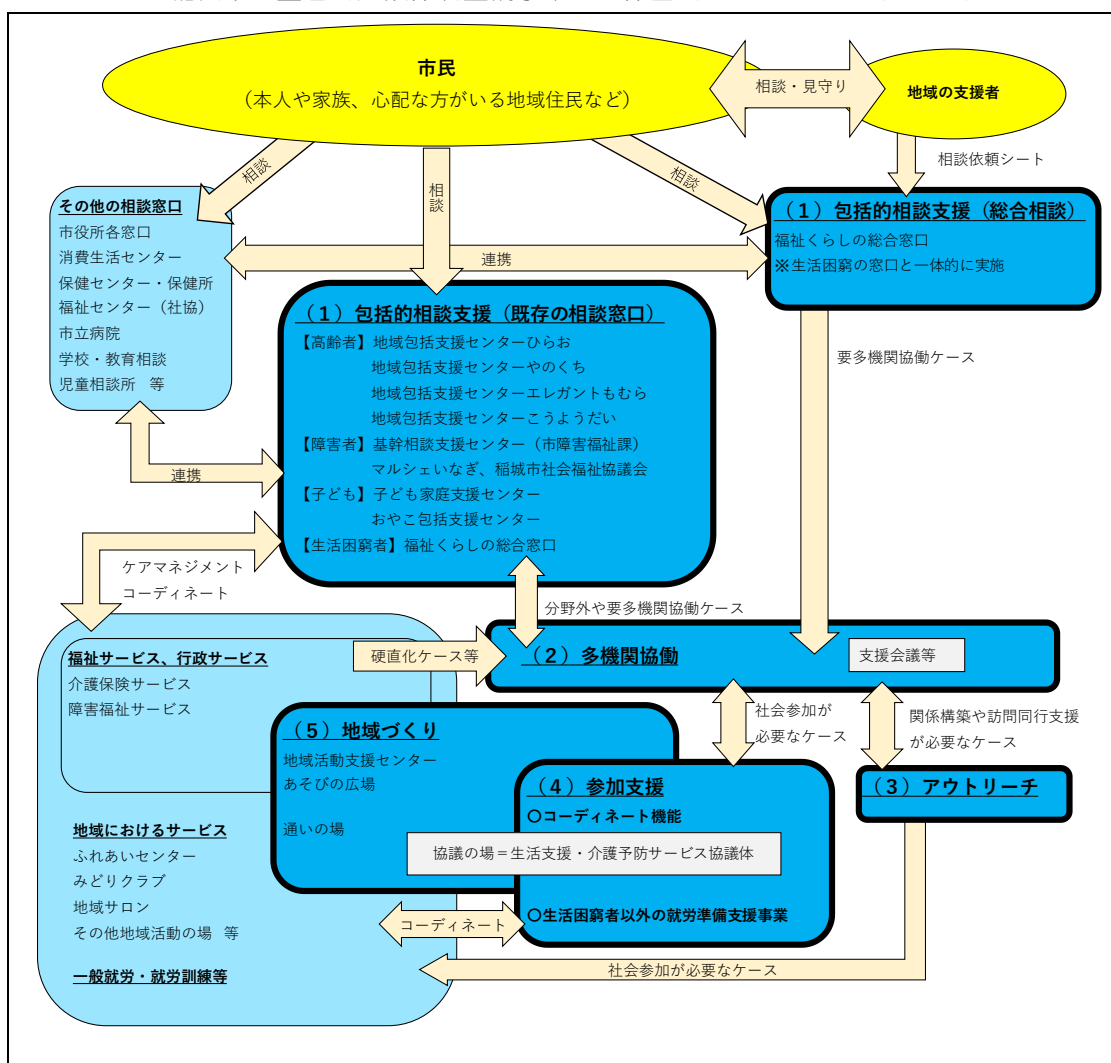
当該事業では、民生委員・児童委員や介護事業者等の団体、さらに協力事業者等と連携することにより高齢者の見守りの仕組みを構築し、異変のある高齢者または何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行うことを推進しています。本計画期間では、高齢者のみならず、障害者、子ども、生活困窮者等も含めた全世代型の見守りネットワーク事業への拡大を検討していきます。

3 推進体制

(1) 支援関係機関間の連携について

- 「(1) 包括的相談支援事業」においては、市役所の各種窓口をはじめとしたその他の相談窓口とも連携し、どこに相談しても適切な支援につながる体制づくりを推進します。
- 市と市社会福祉協議会は、「(2) 多機関協働事業」、「(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「(4) 参加支援事業」、「(5) 地域づくり事業」を協働で一体的に実施していきます。
- 多機関の協働が必要なケースや、既に福祉サービス等を利用しているが硬直化しているケースについては、「(2) 多機関協働事業」において、支援会議等を活用し支援の方向性を整理します。
- 社会への参加に向けた支援が必要な場合は、「(4) 参加支援事業」において生活支援・介護予防サービス協議体等を活用しながら、地域の居場所等とのマッチングを行います。また、必要に応じて「(5) 地域づくり事業」と一体的に実施し、多様な場や居場所の整備を進めます。

稲城市の重層的支援体制整備事業の全体図（公的サービス以外も含む）



(2) 評価・事業の見直しに関する事項

本計画を実行性のあるものとして推進するために、「稲城市保健福祉推進委員会」において、計画や事業の進行管理、成果については事例対応結果の積み上げなどから評価を行います。また、支援会議等や地域づくり事業（生活支援・介護予防サービス協議体等）で把握した地域課題をもとに施策提案を行います。

また、計画期間の3年目となる令和8年度では、計画の中間評価及び令和9年度以降の検討を行います。その際は、必要に応じて支援体制の変更や事業規模の検討も含め、見直しを実施します。